

医療法人で資産運用ができるか？

税理士 嶋 賢治

2024 年からスタートした新 N I S A で、これまでにないほど投資熱が高まっています。

そこで、「医療法人で資産運用はできないのか？」という問題が出てきます。

医療法人の資産の管理に関しては、法人設立時に作成された定款に、そのやり方が定められて、医療政策課経由で、法務局に届けられています。

ほとんどの定款は厚生労働省のモデル定款を参考に作成されていると思われますので、おおよそ以下のようになっているでしょう。

(資産の管理方法)

第 15 条 「資産のうち現金は、確実な銀行または信託銀行に預入若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

この文言からすると、現金を国債に換え保管することに関しては何ら問題無いと判断できます。

ここで問題となるのは現預金を株式として保有できるかということです。

医療法人の運営上の指導指針として「医療法人運営管理指導要綱」があります。そこには明らかに（売買利益の獲得を目的とした株式保有は適当でない）と書かれています。

この文言から売買目的の株式や有価証券の保有はできないという結論になります。

それでは、売買目的ではない株式投資や社債の購入はどうなるのでしょうか。

モデル定款にある「確実な有価証券」にあたるための判断基準はどこにも示されていません。

私たちが目にする、生命保険会社等から加入法人へ割り当てられた株式は明らかに売買目的でないので気に掛けることはありません。株式等の保有がどうしても必要であれば、その状況を具体的に監督官庁へ説明して、その判断を仰ぐ以外に方法はないでしょう。

資産運用は医療法人でなく、個人でやらざるを得ません。